特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中央区は、国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
中央区長

公表日
令和5年10月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）
②事務の概要	【概要】 ・国民健康保険賦課事務 →①被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する。 　②被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、保険料納入通知書・納付書を納付義務者に通知する。 　③　他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う。 ・基準収入適用申請の確認 →被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う。 ・高齢受給者証の交付 →被保険者に対する高齢受給者証の交付（再交付含む）、返還受理、更新を行う。 ・国民健康保険料の徴収関係（特別徴収） →特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ・医療機関からの被保険者に係るオンライン資格照会の受理及び回答 →医療機関からマイナインバーカードを用いたオンラインでの資格情報照会があった場合、その受理及び回答を行う。 ・被保険者の資格喪失の届出 →国民健康保険資格喪失に関する届出の受理、審査及び処理を行う。 ・被保険者資格者証の(再)交付、返還 →被保険者に対する被保険者資格者証の交付（再交付含む）、返還受理を行う。 ・被保険者証の交付、検認又は更新 →被保険者に対する被保険者証の交付（再交付含む）、更新を行う。 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出） →非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う。 ・保険料減免（受理・減免） →国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う。 ・限度額認定証 →国民健康保険の限度額認定証の申請書の受理、証の交付（再発行含む）を行う。 ・出産育児一時金 →出産育児一時金の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・葬祭費 →葬祭費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・食事代差額 →食事代差額の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・生活療養費 →生活療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特別療養給付 →①特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ②特別療養費の診療報酬明細書審査。 ・移送費 →移送費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・給付調整事務 →診療報酬明細書の過誤返戻、介護保険との調整。 ・高額介護合算療養費の自己負担額証明書の交付 →高額介護合算療養費の自己負担額証明書の申請受付、証明書の交付を行う。 ・療養費 →療養費の申請書の受理、審査及び給付システムへの入力、支給を行う。 ・特別療養費 →特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特定疾病療養受療証 →特定疾病療養受領証の交付申請の受理、交付（再発行含む）を行う。
③システムの名称	国民健康保険資格システム　国民健康保険給付システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。） ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群（クラウド環境）と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2．特定個人情報ファイル名	
（1）国民健康保険被保険者情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　項番30 番号法別表第一主務省令　24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番42、43、44 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部総務課情報公開係

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	Ⅱ－1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ－2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム　国民健康保険給付システム	国民健康保険資格システム　国民健康保険給付システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。） ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約) システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5	保険年金課長　鈴木和則	保険年金課長　倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②	保険年金課長　鈴木和則	保険年金課長　倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月26日	Ⅰ－5－②	保険年金課長　倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ－1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ－2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ－1②		（以下の文を追加） ・医療機関からの被保険者に係るオンライン資格照会の受理及び回答 →医療機関からマイナインバーカードを用いたオンラインでの資格情報照会があった場合、その受理及び回答を行う。	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－1	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－2	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ-4②	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番42、44、45 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番42、43、44 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年10月1日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム　国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。） ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険資格システム　国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。） ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群（クラウド環境）と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	